

この投稿は、学会の見解を示すものではなく個人の責任においてなされたものです。  
一切の責任は、投稿者本人に帰するものとします。

[緊急提言]

## 法律と行政の一元化による化学物質総合管理能力の強化

### 国民の窮状を救い国際公約を守るために

2008年3月5日

化学生物総合管理学会

春季討論集会分科会(有志)

#### 1. 憂慮すべき日本の現状

化学物質を適正に管理する基本は、社会経済活動および市民生活において使用する化学物質による人および環境への影響を最小になるように管理するため、化学物質の特性である人および環境に対する危険有害性（ハザード）を包括的に評価して分類し、それに人および環境の化学物質への曝露の程度を加味して実際の影響の可能性（リスク）を包括的に初期評価し、その結果に合わせてリスクを適正に管理することである。

この基本概念は、リスク原則に基づく化学物質総合管理として経済協力開発機構（OECD）が1970～80年代に確立して加盟国に法的措置の実施を勧告した。そしてその後、化学物質総合管理の導入による管理能力の強化は、国連環境開発会議（UNCED, 1992.6）の主要課題と位置付けられたのを皮切りに、持続可能な発展に関する世界首脳会議（WSSD, 2002.6）、国際化学物質管理会議（ICCM, 2006.2）など度重なる国際会議の合意を経て、今や明白な世界的潮流となっている。そして欧米各国のみならず、アジア諸国や途上国も国際的に整合した化学物質総合管理の体系を構築して管理能力を向上させる取組みを精力的に遂行してきた。

翻って日本の現状を見ると、日本国政府はOECDの理事会勧告に呼応した法的措置を講じていないのみならず、他の多くの国際合意にも応えてこなかった結果、今や危機的状況に陥っている。世界の現状に適合させる法律体系の見直しを怠り、過去に制定した数多くの個別法規を各省庁の権限の上に温存し続けてきたため、国際合意の履行や国際責務の遂行にも支障をきたしているのみならず、今や国民の希求する安全で安心できる社会の維持もおぼつかなくなっている。

#### 2. 現状改善の最善の方策

日本の化学物質管理能力が憂慮すべき状況に陥っている原因は、根源的には国内で取り扱われる化学物質を包括的に管理する総合管理の概念に基づく法律体系と一元的な行政体制がないことに起因する。それゆえ、現状を改善する最

善の方策の第1は、国際合意に呼応して化学物質の総合管理に関する法律（仮称：化学物質総合管理法）を新たに制定して法律体系を刷新することである。そして第2は、化学物質総合管理を一元的に担う独立した行政機関を創設し、併せて法律の執行を科学的評価の面から支援する官民の英知を結集した総合評価機関を創設して化学物質のハザード評価、曝露評価およびリスク評価を包括的に実施する体制を整備することである。

現在、厚生労働省、経済産業省および環境省は、化学物質管理促進法および化学物質審査規制法の改正の必要性について関連審議会の合同会合で検討している。しかし、これらの法律を各省の権限の範囲で個別に取り上げて部分的な見直しを積み上げても、国際的に整合した総合管理の法律体系の全体像を明確にすることはできない。

国際的な整合性に配慮して競争力のある体系的な総合管理の全体像を構築するためには、労働安全衛生、製品安全、保安防災、環境保全などリスク管理を担う関連法規の全体を包含して検討する必要がある。言い換えれば、各省の権限を温存することなく政府が一体となって国際合意への対応のあり方を検討することが不可欠であるとともに、国際的に示されているように化学物質総合管理に係る幅広い関係者を糾合した検討の場を新たに設置して取り組む必要がある。

こうした現状認識に基づいて化学物質管理能力を抜本的に強化する具体策を明確にするため、国際的に合意した課題への対応のあり方、海外の化学物質管理の抜本的見直しの動向などを幅広く検討してきた。そして今回、化学生物総合管理学会の2008年春季討論集会において、2007年末に学会誌に発表された化学物質の総合管理に関する法律の骨子案を参考に議論を交わし、ここに緊急提言を取りまとめた。

## 緊急提言

国民は食の安全を懸念し、消費者行政の現状を憂慮している。これと全く同じ危惧を化学物質総合管理の分野でも強く感じる。2006年2月の国際化学物質管理会議（ICCM）で採択された国際化学物質管理戦略（SAICM）と世界行動計画は、日本が国際合意に呼応して化学物質総合管理の法律を導入して管理能力を抜本的に強化する最後の機会である。国民の窮状を救い国際公約を履行するため、内閣および各省大臣の早急なる対応を期待して次のとおり緊急に提言する。

- 1．化学物質総合管理を具現化し、併せて、化学物質総合管理に必須の条件である法律と行政および評価機関の一元化を図るため、新法（化学物質総合管理法、仮称）を制定する。
- 2．早急に内閣府に民間有識者を主体とする検討会を設置する。  
そして、各省庁の権限の枠を超えて日本の化学物質総合管理の全体について現状分析を行い、管理能力を強化するための課題を明確にして公表するとともに、行動計画を策定して実施する。

## 日本国政府が履行していない国際合意の例

### 化学物質管理能力の強化に関して

#### ・経済協力開発機構の理事会決議 (OECD Council Acts)

1. 化学物質の環境影響の評価に関する勧告 [C874]215] (1974.11)
2. 化学物質の人および環境への影響を予測する手続と要件に関する勧告 [C877]97] (1977.7)
3. 化学物質評価の上市前最小データセットに関する決定 [C(82)196] (1982.12)
4. 新規化学物質の届出における提出データの所有権保護に関する勧告 [C(83)96] (1983.7)
5. 既存化学物質の体系的調査に関する決定・勧告 [C(87)90] (1987.6)
6. 危険有害物質が関わる事故の予防および対応に関して公衆への情報提供と政策決定過程への公衆参加に関する決定・勧告 [C(88)85] (1988.7)
7. 汚染防止対策の統合に関する勧告 [C(90)164] (1991.1)

#### ・国際労働機関の条約 (ILO International Labour Standards)

1. 労働安全衛生および作業環境に関する条約 (1981, No.155) および勧告 (No.164) (1981.6)
2. 化学物質の使用の安全に関する条約 (1990, No.170) および勧告 (No.177) (1990.6)
3. 重大産業事故の予防に関する条約 (1993, No.174) および勧告 (No.181) (1993.6)

#### ・持続可能な発展に関する国際会議で合意された一連の諸課題

##### 1. 一連の諸課題

- (1) 1992年6月の国連環境開発会議 (UNCED) で採択された人類行動計画：アジェンダ 21 の第 19 章 (化学物質の適正管理) プログラム領域 E (管理能力の強化) の諸課題 \*1994年4月の第1回化学物質安全政府間フォーラム (IFCS) で優先実施課題を特定
- (2) 2000年10月の第3回化学物質安全政府間フォーラム (IFCS) で採択されたバイア宣言における管理能力強化に係る優先課題
- (3) 2002年9月の持続可能な発展世界首脳会議 (WSSD) で採択された実施計画における 2020年目標を達成するためのアジェンダ 21 に掲げられた諸課題
- (4) 2006年2月の国際化学物質管理会議 (ICCM) で採択された国際化学物質管理戦略 (SAICM) の世界行動計画における管理能力強化の諸課題

##### 2. 最重要課題

これら一連の国際会議における合意事項の中で最も重要かつ共通の課題は次のとおりである。

- (1) ナショナル・プロファイル (管理能力の現状分析と課題設定) の作成および改善行動計画の策定
- (2) 関係省庁および国民各層の参加の場の設定